

平成26年4月1日施行

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和4年3月31日一部改正

令和6年3月31日一部改正

大津市防犯協会活動事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市防犯協会活動事業補助金
補助金の交付目的	近年、犯罪が広域化・複雑化していることから、大津市防犯協会の活動に対し補助することにより自主防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚と犯罪の未然防止に努め、市民が安心して暮らせる犯罪のない明るい住みよいまちづくりを推進する。
補助金の交付対象者	大津市防犯協会
補助対象経費	<p>大津市防犯協会の経費</p> <ul style="list-style-type: none">・防犯功労者表彰に係る経費・委嘱状発行に係る経費・総会、役員会等会議開催に係る経費・研修会開催に係る経費・各協議会、連絡会の活動助成費・活動保険加入等防犯活動に係る経費・広報・啓発品等購入費・防犯の広報・啓発に係る経費・滋賀県防犯協会負担金 <p>但し、消耗品費、交際費の内協賛金、備品購入費、会議に係る飲食費は除く 地域安全活動助成金、職域安全活動助成金、暴力排除推進協議会活動助成金については、助成金額の限度額を対象となる1団体毎とし、団体間の流用は認めない</p> <p>また、上記助成金を精算し残金が発生した場合は返還させること</p>

補助金の額及びその算定方法又は補助率	<p>県負担金：均等割 10,000円＋世帯割@15×世帯数</p> <p>市活動費：人口割 @8×人口（1,000円未満端数切捨て）</p> <p>※世帯数・人口は直近の国勢調査による</p> <p>ただし、予算の範囲内において市長が定める額とする。</p>
補助金交付事業の開始時期	—
補助金交付事業の終了時期	令和11年3月31日
その他	<p>・大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を経過したときは、この限りでない。</p>
様式	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市防犯協会活動事業補助金交付申請書（様式第1号） 添付書類：事業計画書、歳入歳出予算書 ・大津市防犯協会活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号） ・大津市防犯協会活動事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号） ・大津市防犯協会活動事業補助金交付変更・中止申請書（様式第4号） 添付書類：大津市防犯協会活動事業補助金交付決定通知書（写） ・大津市防犯協会活動事業補助金交付変更・中止承認決定通知書（様式第5号） ・大津市防犯協会活動事業補助金交付変更・中止申請棄却（却下）決定通知書（様式第6号） ・大津市防犯協会活動事業補助金実績報告書（様式第7号） 添付書類：事業実績報告書、歳入歳出決算書、領収書（写）（明細のわかるもの） ・大津市防犯協会活動事業補助金確定通知書（様式第8号） ・大津市防犯協会活動事業補助金交付請求書（様式第9号） 添付書類：大津市防犯協会活動事業補助金交付決定通知書（写） ・大津市防犯協会活動事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号） ・大津市防犯協会活動事業補助金返還通知書（様式第11号）
担当部署	大津市市民部自治協働課

